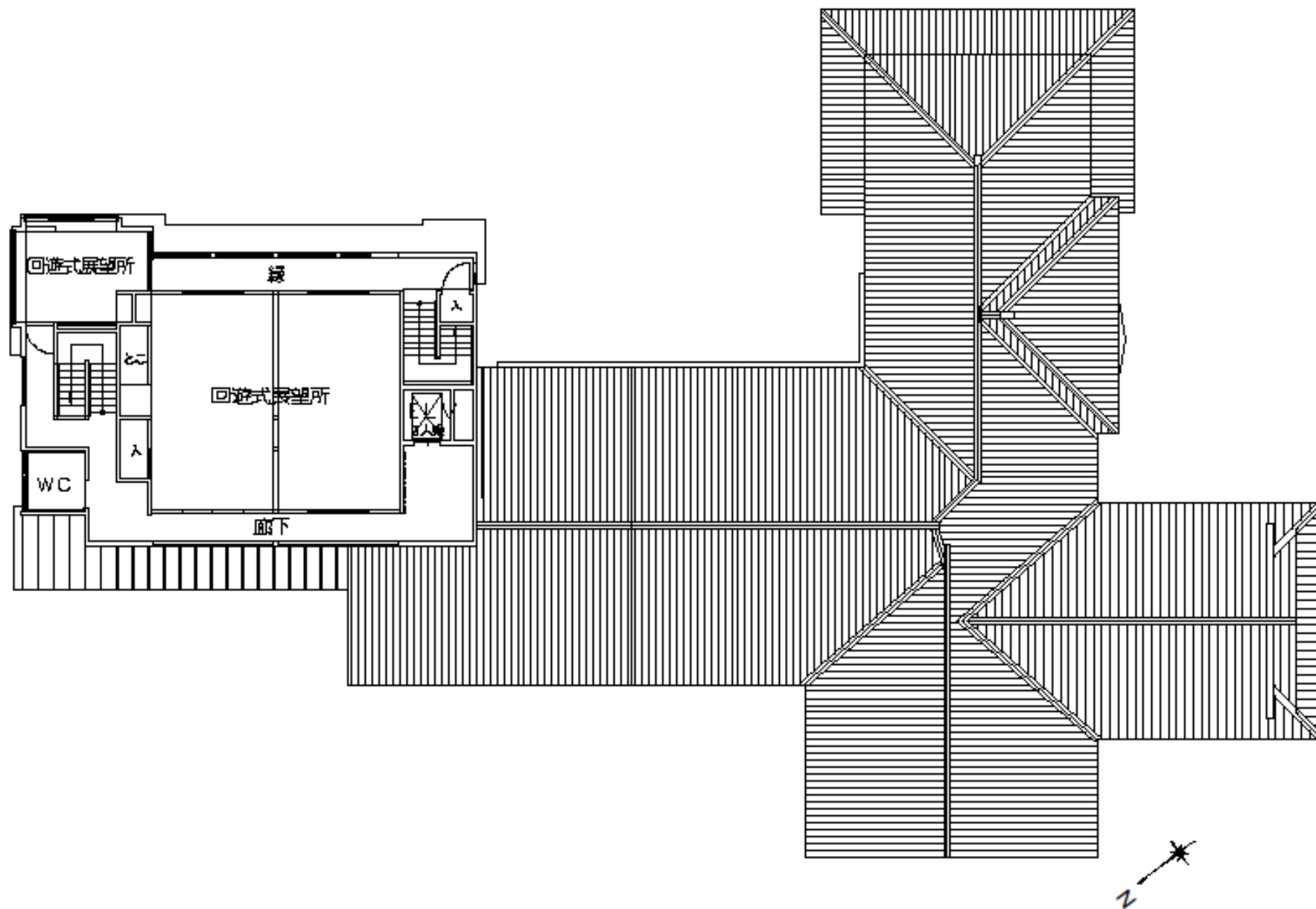
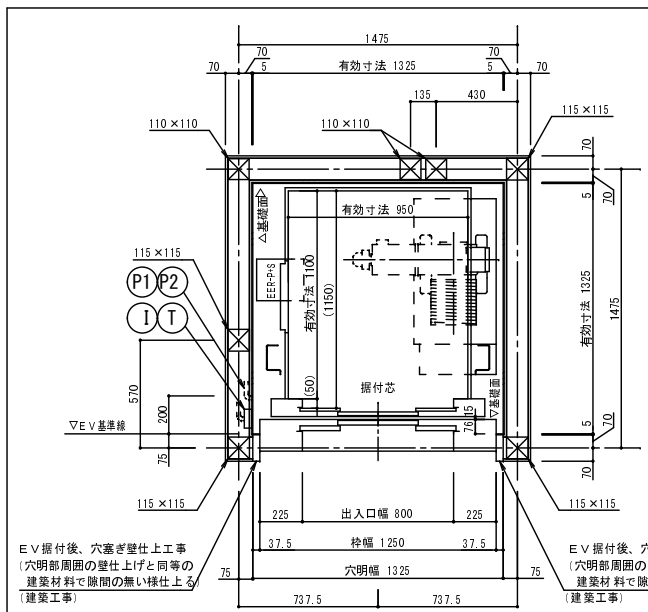


1階平面図

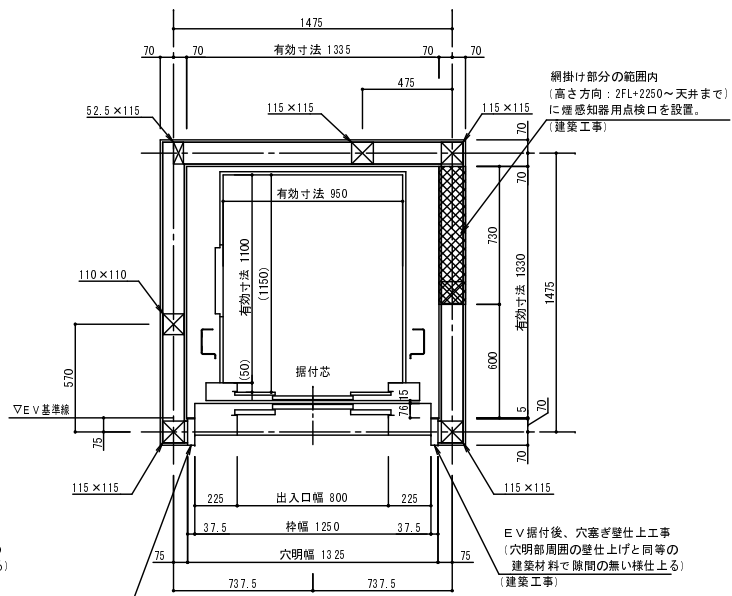


※ 2階は、建築基準法の規定により滞留できないため、回遊式休憩所等の利用を想定している。

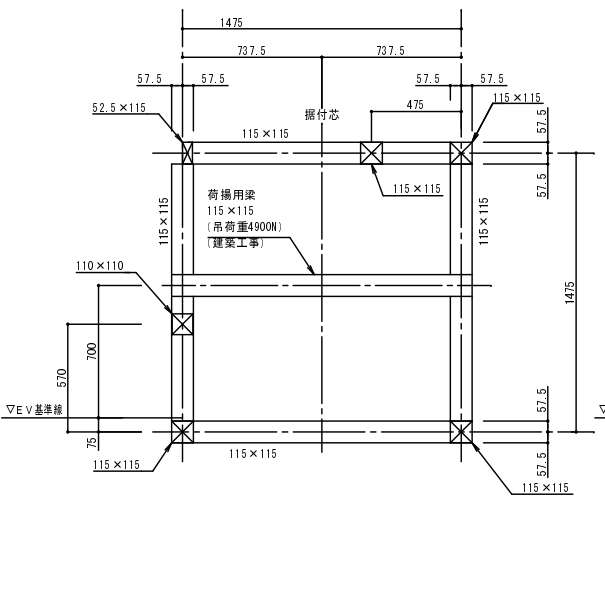
2階平面図



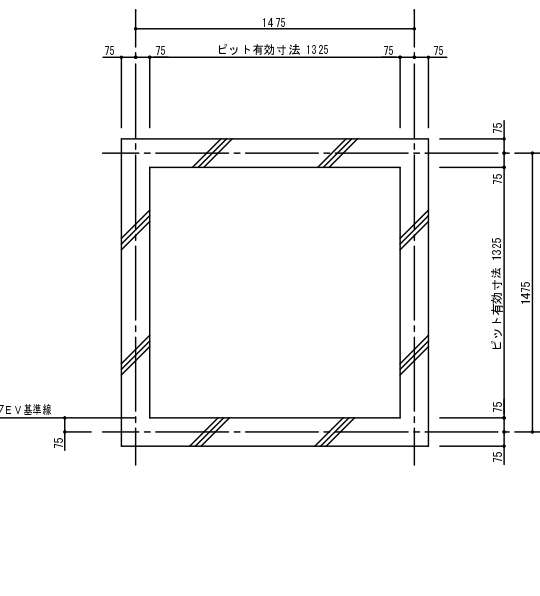
1F 昇降路平面図 S=1/40



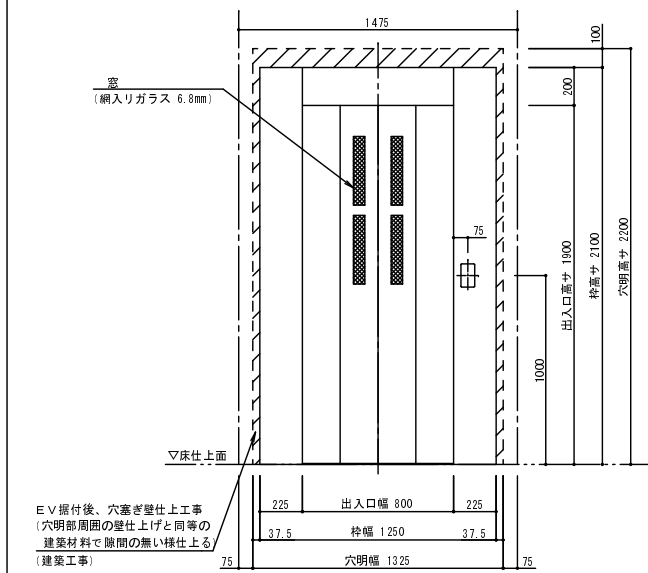
2F 昇降路平面図 S=1/40



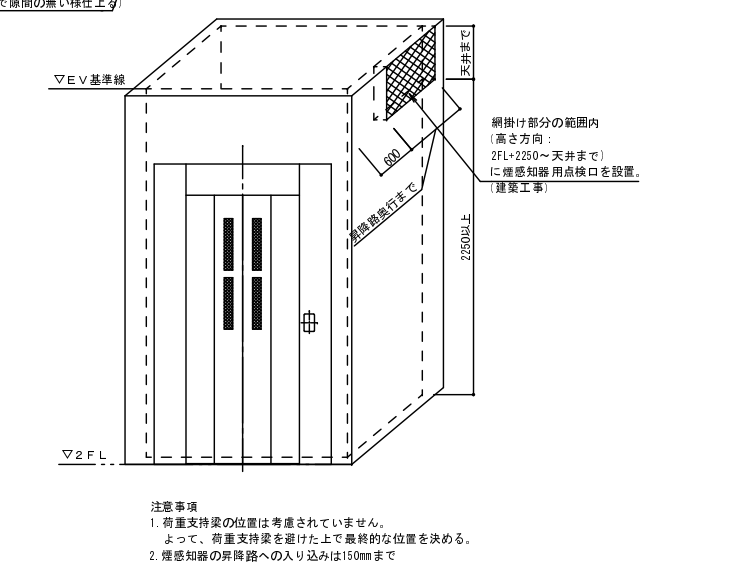
梁配置図 S=1/40



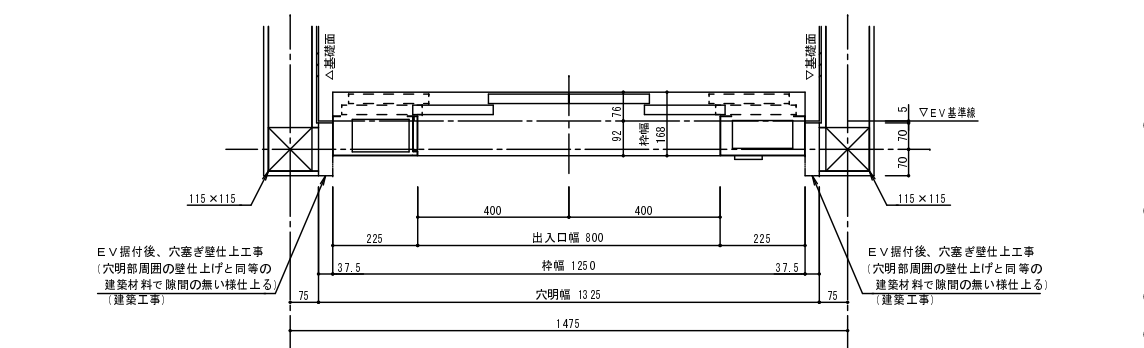
基礎伏せ図 S=1/40



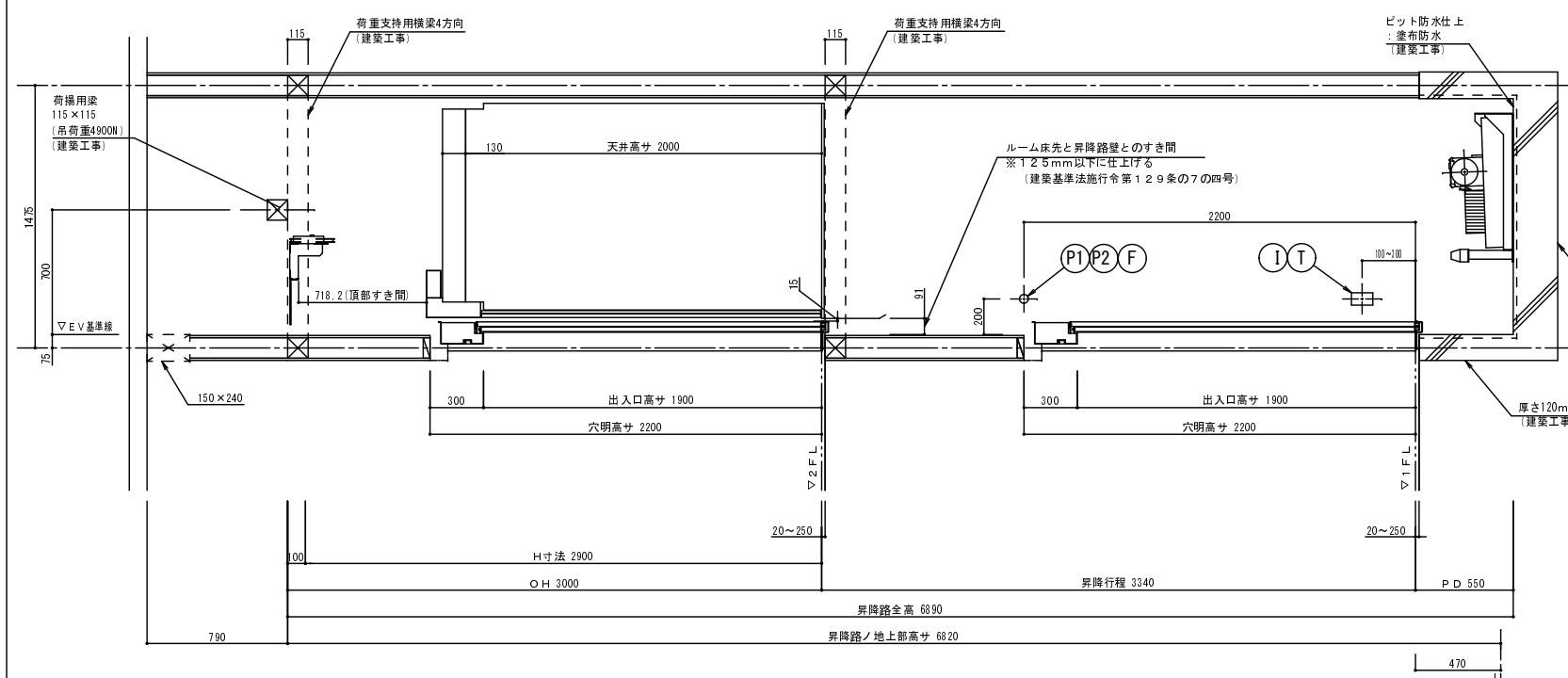
乗場正面図 S=1/40



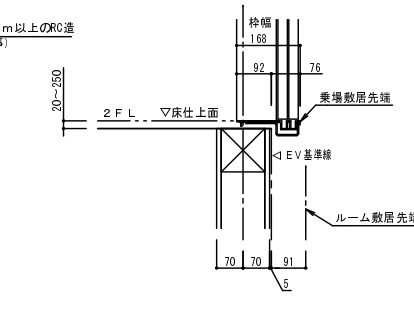
煙感知器点検ロスイッチ設置参考図



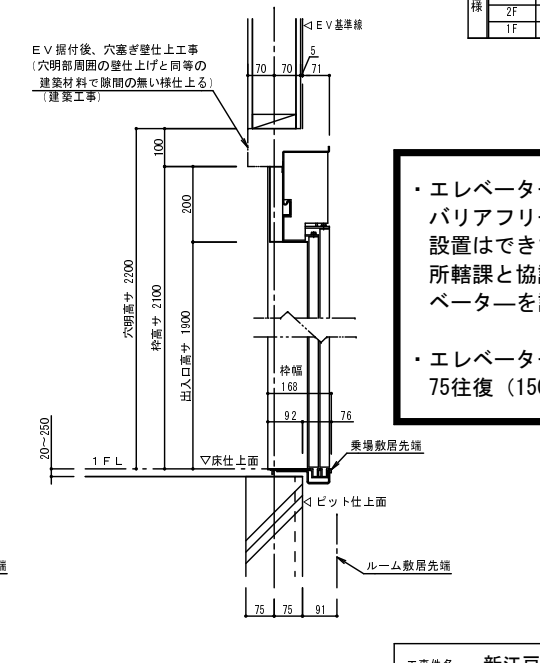
平面詳細図 S=1/20



昇降路縦断面図 S=1/40



2F 断面詳細図 S=1/20



1F 断面詳細図 S=1/20

スイ〜とモア スタンダード (コード KRG-00)	
製造者登録番号	製190505Gcc030273
用途	昇降路用
駆動方式	巻揚式・昇降路内駆動機設置
制御方式	インバーター制御方式
操作方式	単式自動方式 (1BC)
積載質量・定員	200kg (3名)
定格速度	20m/min (分速20m)
戸開き形式	電動式4枚戸 中央開き
停止箇所	2箇所 (1, 2F)
エレベーター用電源	単相200V, 単相100V 5.1kVA
モーター容量	2.6kW
ルーム	鋼板製
ルーム内法	開口950mm×奥行1100mm×高さ2000mm
出入口寸法	開口800mm×高さ1900mm
ロープ	φ8-2本
乗場の窓	網入りガラス
標準装備	停電時バッテリー運転 (停電時最寄り下方所自動寄床装置) (バッテリー残量警告ランプ付) (はさまりセンサー (非接触型はさまり防止センサー))
電話機	音二ホモード
停電時	群控装置
管理系統	戸開き行保装置 大臣認定番号: ENNUN-0129
オプション	難燃仕様 (全階、ルーム) 換気装置 車いすガード 手すり (直線タイプ) 点字表示 ルームミラー (木枠タイプ) 音声アナウンス インターホン 煙感知器用点検ロスイッチ P波センサー付地震時管制運転
連絡先	菱電エレベータ施設 (株) 担当: 須賀 03-3235-9243

エレベーター除外工事	
昇降路の築造と各階出入口の穴明け工事	
昇降路ピットの基礎工事	
ピット内防水工事 (必要な場合)	
各階エレベーター乗場ユニット取付後のユニットまわりの壁及び床の仕上げ工事	
エレベーター荷重支持用横梁の設置工事 (吊り重4900N)	
乗場側昇降路内壁とルーム取居先端のすき間が125mmを超える場合のふきぎ板追加工事	
エレベーター受電盤への電源接続工事	
エレベーター専用の接地工事 (単相200V, 単相100V) (緑色配線でピット付近)	
工事用仮設電源の供給	
試運転用の本設電源の供給工事	
昇降路内への電話線引込み工事 (配管はφ25mm以上とし、ローゼットは枠付)	
昇降路内のインターホン線取込み工事	

- (P1) 駆動用電源
単相200Vアース付き (D種接地)
線引き出し長さ: 2m (アース線含む3本)
電線: 単線φ2.6以上、または、より線φ5.5mm以上
ブレーカー容量: 30A
- (P2) 照明・制御用電源
単相100V
線引き出し長さ: 2m (2本)
電線: 単線φ1.6以上、または、より線φ2.0mm以上
ブレーカー容量: 10A
- (T) 電話線 (昇降路内への電話線の引込みは電気工事)
器具: 中継ボックス (モジュラーローゼット付)
- (I) インターホン用配線
線引き出し長さ: 3m
電線: 被覆ケーブル (2芯) 単線φ.65mm以上

階層	乗場		ルーム (鋼板製)	
	天井	床	壁	床
2F				
1F				

※昇降路は外から入るものは物が昇降路内の機器に触れないようピット内や天井裏も含めて隙間のない構造とする。

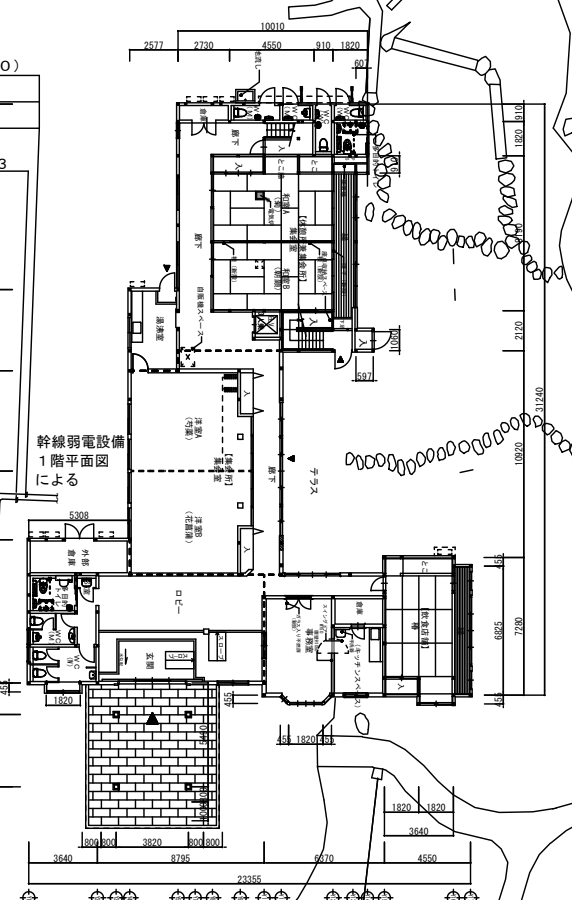
エレベーター設置スペースに限りがあったため、バリアフリー対応の標準ビル用エレベーターの設置はできていません。所轄課と協議し、運営の補助用として小型エレベーターを設置しています。

エレベーターの1日の使用回数は、75往復 (150回の移動) までとして下さい。

強電 GL-600
 EM-CET60sq E8sq (FEP50)
 (FEP42) x 2
 (FEP30)

強電架空引き込み
 東電
 E8sq (FEP30)
 引込開閉器盤
 引き止め金物
 E5.5sq (PFS16)

弱電架空引き込み
 NTT・CATV
 コンクリート柱 (H=8m)
 ハンドホール 900X900X1200 (セパレータ付)



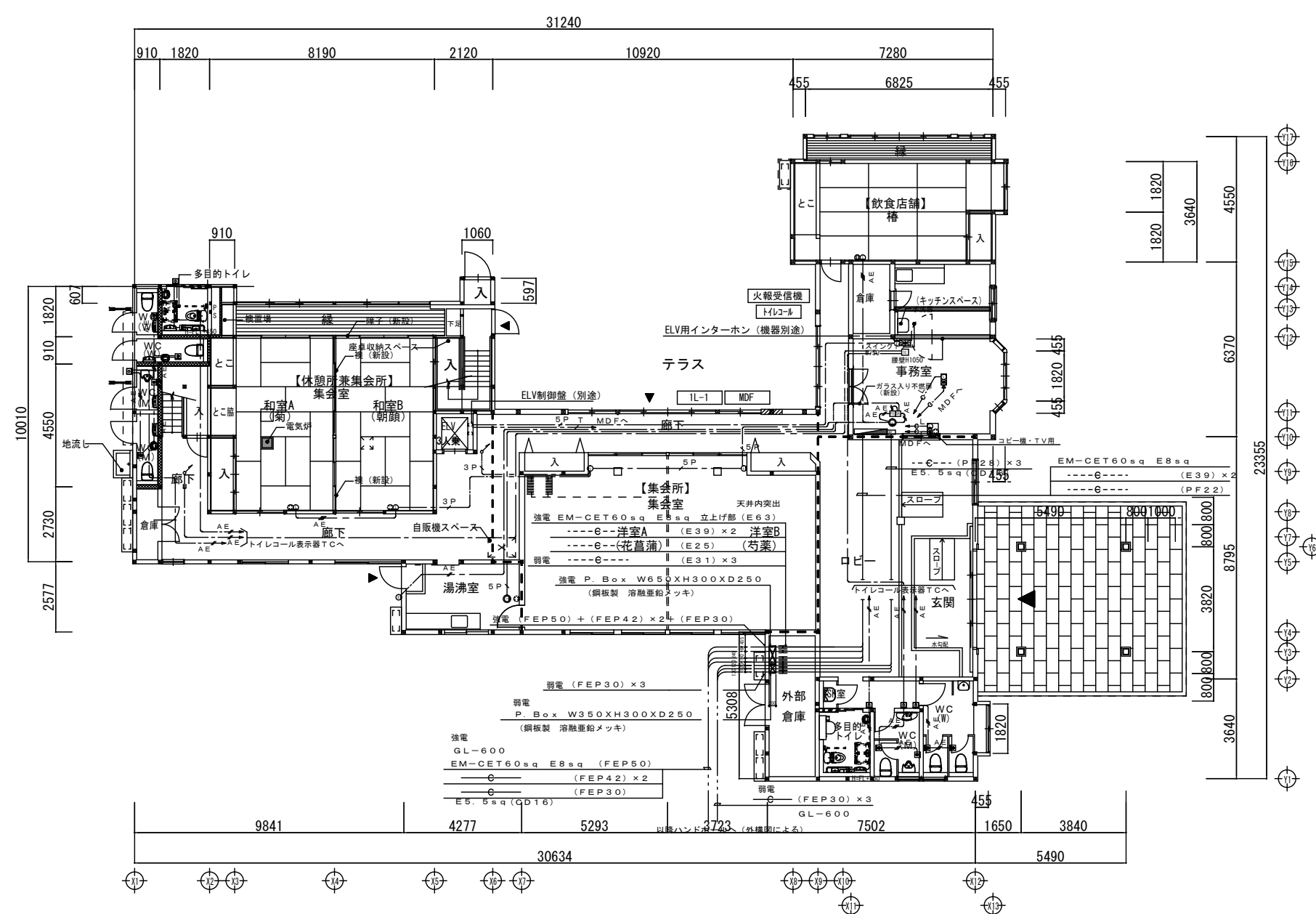
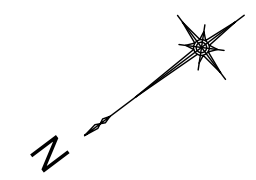
幹線弱電設備
 1階平面図
 による

延焼のおそれのある部分

道路中心線

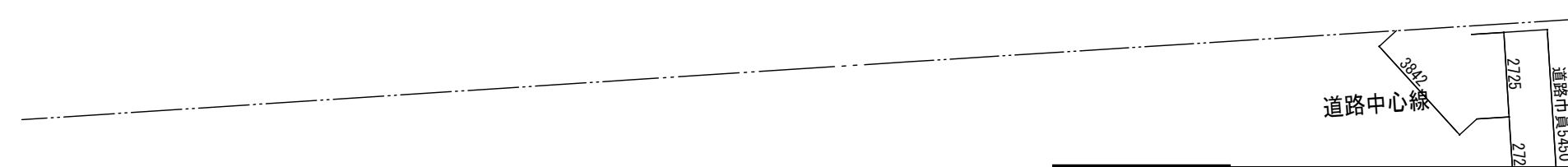
しゅん功図 清水建設株式会社一級建築士事務所
 〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1号
 しゅん功日: 2015.10.30 一級建築士事務所 東京都知事登録 第297号 一級建築士 第215104号 関 雅也

工事件名	新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事		
図面名	外構図	設計	A1 1:200 A3 1:400
課長	設計	調査	作年月 2015.10 図面 E-02 成年度 H27 番号
文京区施設管理部施設管理課			

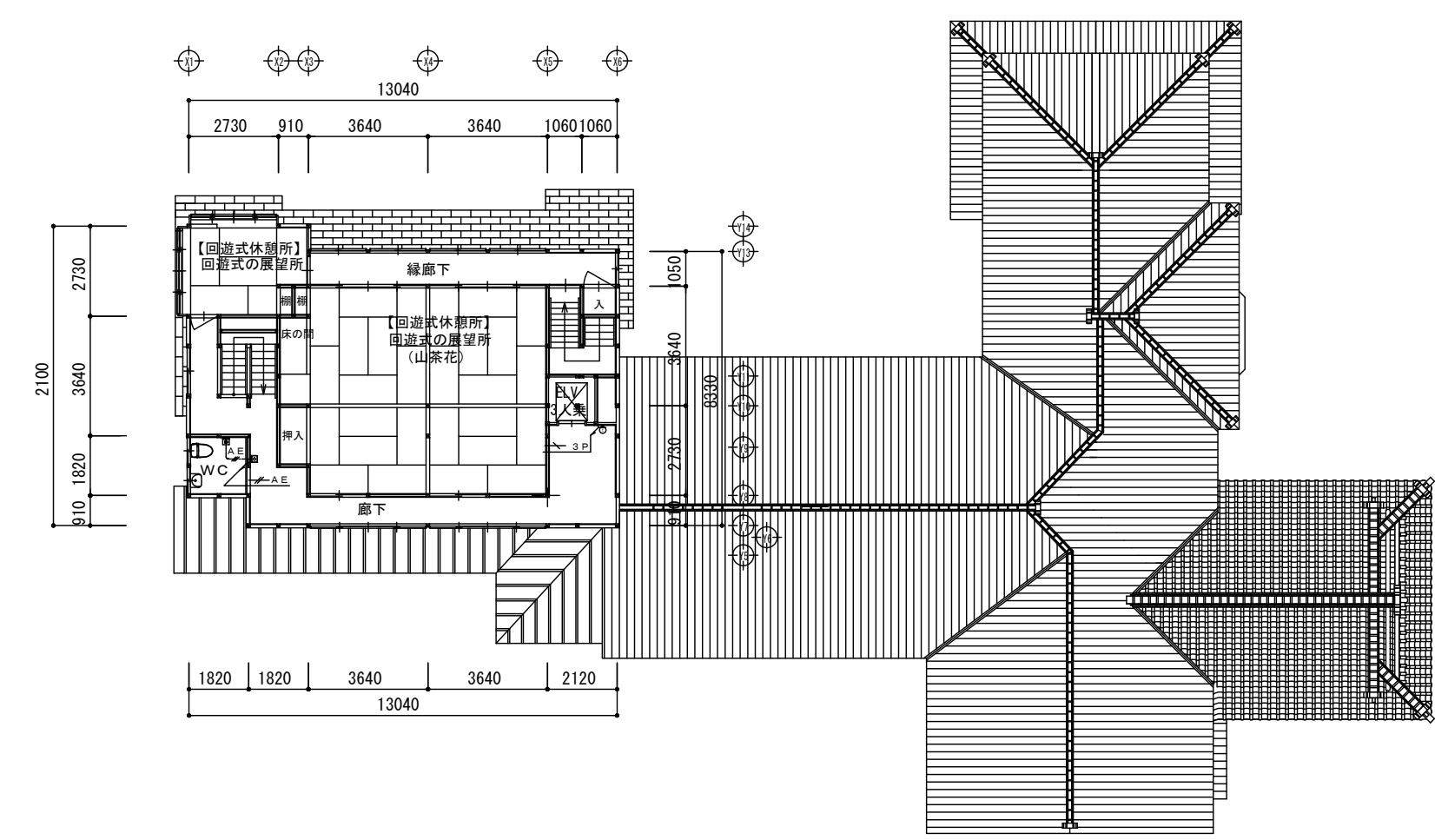
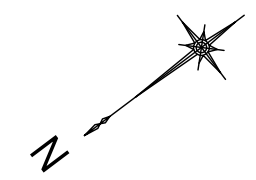


- 特記事項**
- 特記なき配管は、下記による。
(電話配線・LAN用配線設備)
 ① : EM-PEC0.5/1P
 ② : ② (PF16)
 ③ : ③ (PF16)
 - 特記なきブルボックスは、下記による。
 ☒ : 300x300x250 : 露出型SPC溶融亜鉛メッキ
 - 凡例
(電話配管・LAN用配管設備)
 ●TEL : 電話用壁付アウトレット
 ○LAN : LAN用壁付アウトレット
 ⊙TEL/LAN : 電話・LAN用床付アウトレット
 □ : 端子盤
 端子盤10P
 銅板製壁掛型
 (300×500×150)
 - (インターホン設備)
 ⊙ : 連絡用インターホン親機 12局用親機 (ドアホン接続可能型)
 ○ : 連絡用インターホン子機 1局用子機
 ⊙ : 玄関子機 カメラなし露出型
 □ : ドアホンアダプター
 ⊙ : 電源アダプター
 ⊙ELV : ELVインターホン (ELV工事)
 - (トイレコール設備)
 □TC : トイレコール表示器 壁掛型6窓 (プザー鳴動+表示点灯)
 ⊙ : トイレコール押ボタン トイレ・浴室用
 ⊙ : トイレコール廊下表示灯 角型埋込型
 注) 屋外取付は防滴型
 - 図中 - - - は天井内界壁を示す。

延焼のおそれのある部分



工事名	新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事		
図面名	幹線・弱电設備 1階平面図	図面	A1 100 A3 200
課長	保 設 調 作 年 月 2015.10	図面	E - 03
長 計 査 成 年 度 H27	番 号		
文京区施設管理部施設管理課			



隣地境界線
隣地
(新江戸川児童遊園)
隣地境界線

延焼のおそれのある部分

道路境界線

道路境界線

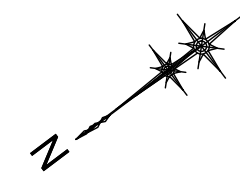
道路中心線

5000

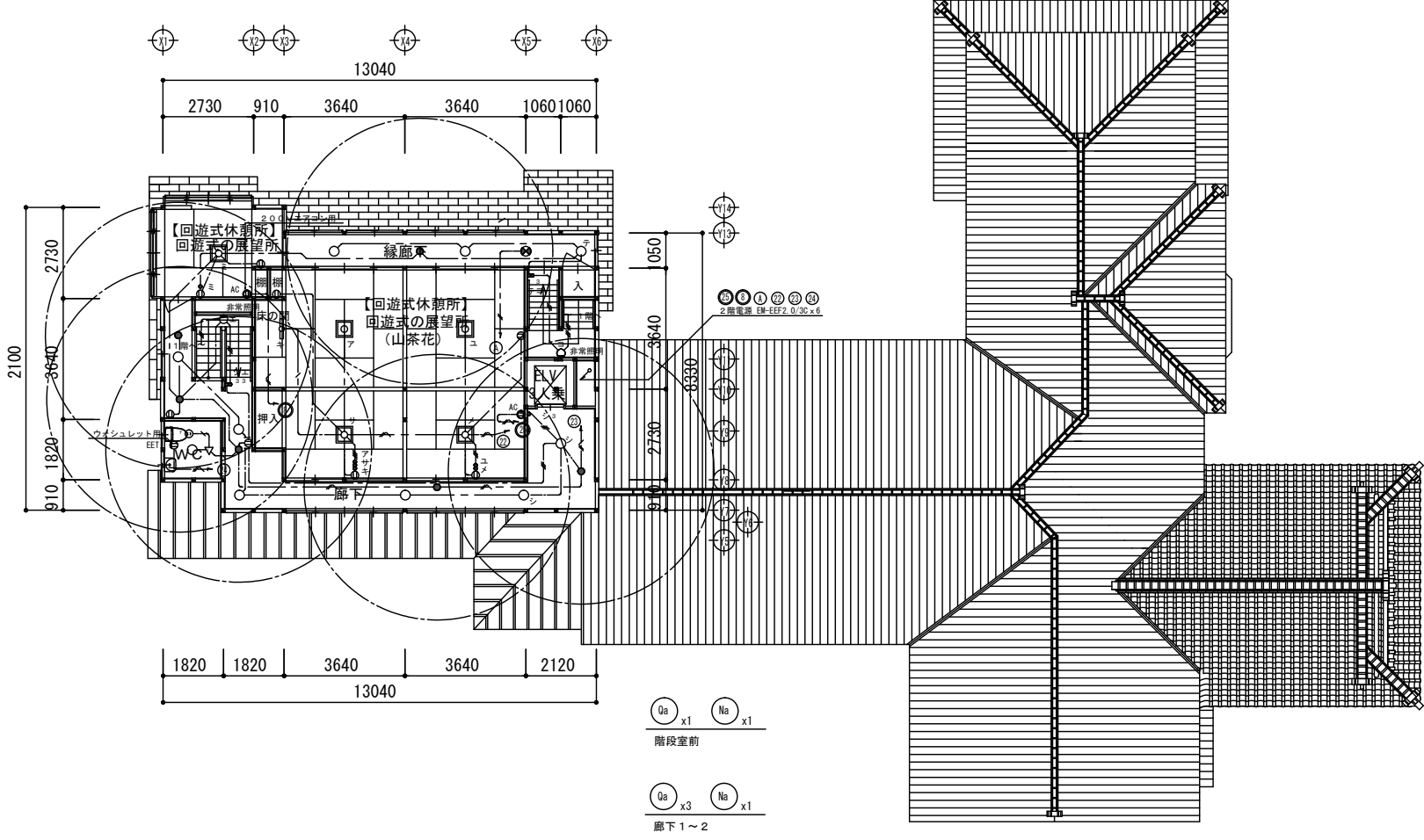
しゅん功図
しゅん功日：2015.10.30

清水建設株式会社一級建築士事務所
〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1号
一級建築士事務所 東京都知事登録 第297号 一級建築士 第215104号 関 雅也

工事件名	新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事		
図面名	幹線・弱電設備 2階平面図	設計	A 1 / A 3
課長	係長	設計	100 / 200
作成年月	2015.10	図面番号	E - 04
作成年度	H27	図面番号	
文京区施設管理部施設管理課			



(Ba) x1 (Fa) x4 (La) x1 (Nb) x1 (Oa) x3 (Ma) x1
 回遊式休憩所 (山茶花) 縁廊下 階段 (南側)



(Fa) x1 回遊式展望所
 (Ma) x1 階段
 (Ja) x1 WC
 (Oa) x2 (Na) x3 廊下3~5

(Oa) x1 (Na) x1 階段室前
 (Oa) x3 (Na) x1 廊下1~2

隣地境界線

隣地 (新江戸川児童遊園)

隣地境界線

延焼のおそれのある部分

道路境界線

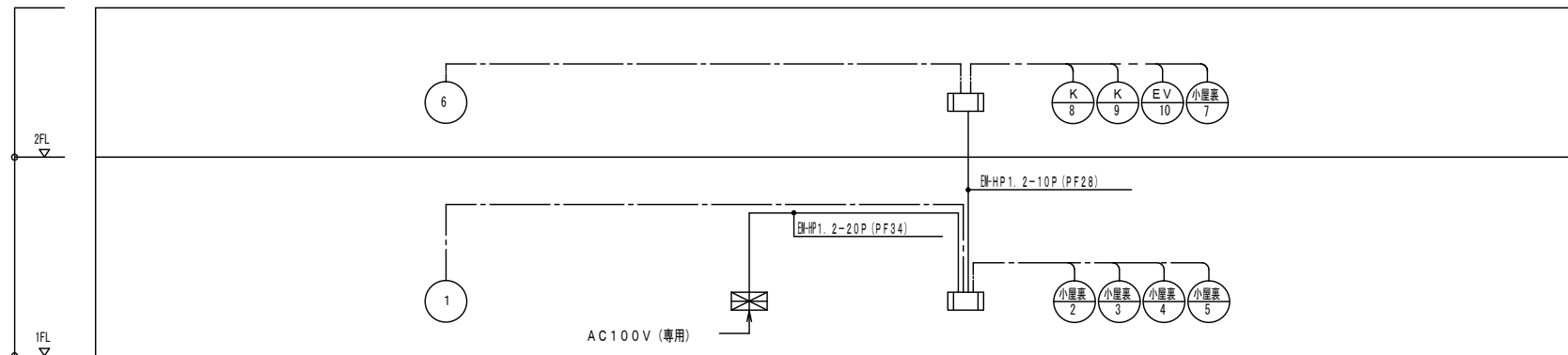
道路中心線

道路境界線

工事件名	新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事		
図面名	電灯コンセント設備2階平面図	設計	A1 100 A3 200
課長	係長	設計	調査
作成年月	2015.10	図面番号	E-06
年度	H27	設計	番号
文京区施設管理部施設管理課			

しゅん功図
しゅん功日: 2015.10.30

清水建設株式会社一級建築士事務所
〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1号
一級建築士事務所 東京都知事登録 第297号 一級建築士 第215104号 関 雅也



自動火災報知設備 系統図

特記なき配線は下記による	
———	EM-AE0. 9-2C
———	EM-AE0. 9-4C

機器姿図

受信機

常用電源	AC100V 50/60Hz	質量	9Kg
消費電力	警戒時最大: 4.6VA 警報時最大: 70VA		
予備電源	DC24V 450mAh ニッケルカドミウム蓄電池		

凡 例		
記号	名称	備考
⊗	受信機	P型 1級 10回線
⊙	発信機	P型 1級
●	表示灯	AC24V LED式
◎	ベル	DC24V
⊞	総合盤	◎●◎ 収容
⊞	光電式スポット型感知器	2種 自己保持型
⊞	光電式スポット型感知器	2種 小煙表設置 自己保持型
⊞	光電式スポット型感知器	2種 点検ボックス付 自己保持型
⊞	差動式スポット型感知器	2種 自己保持型
⊞	差動式スポット型感知器	2種 防水型ガード付 自己保持型
⊞	定温式スポット型感知器	1種 75℃ 防水型 自己保持型
⊞	定温式スポット型感知器	特種 65℃ 防水型ガード付 自己保持型
Ω	終端抵抗	
---	自火報警区域線	
---	自火報警区域線(小煙表界壁)	
⊙	自火報警区域番号	平面区画
⊙	自火報警区域番号	階段
⊙	自火報警区域番号	エレベータ
⊙	自火報警区域番号	小煙表
---	配管配線	天井いんべい
---	天井内ころがし配線	
---	配管配線立上げ立下げ	
⊞	プルボックス	
⊞	点検口(建築工事)	

注 記

- 地区ベル鳴動方式は一斉鳴動(逐次鳴動)方式
- 倉庫・物入の感知器はガード付
- 光電式スポット型感知器用側面点検ボックス(扉開閉検出スイッチ取付台座付、E.L.V昇降路用)の設置において、以下の工事区分はエレベータ工事とする。
 - E.L.V運動停止用スイッチ(スイッチ、取り付け、結線、試験)
 - 注意喚起シール(シール、貼り付け)

受信機機器仕様

1. 仕様
P型 1級 10回線
窓式、音声合成機能(主音管、トラブル音管)付
諸警報表示部4窓 標準装備
操作パネルからの地区ベル鳴動設定可能

2. 回線内訳

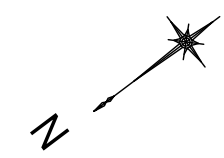
	実装回線	予備回線	合 計
自火報回線	10	0	10

・自火報 _____ 10回線

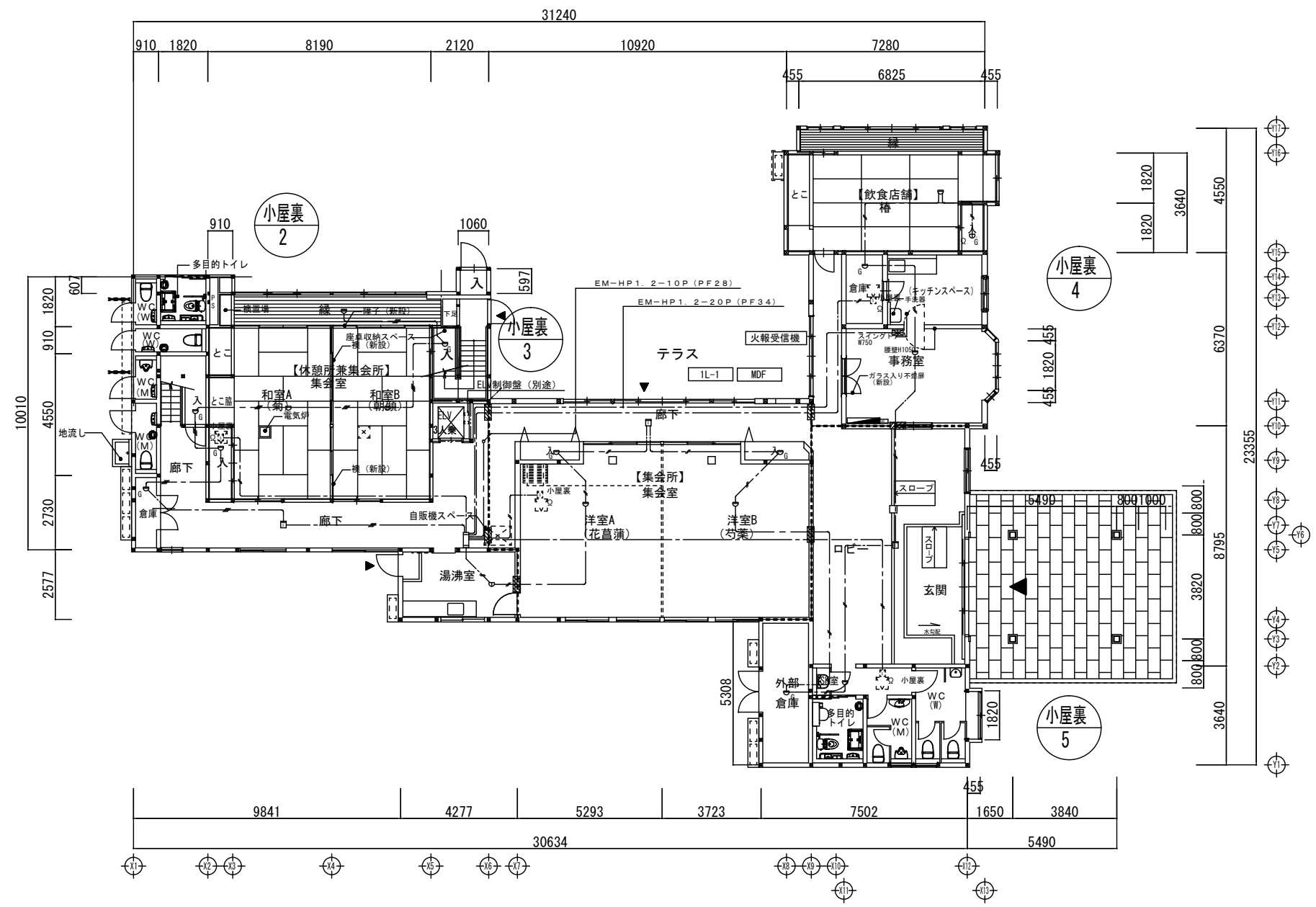
工事件名	新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事		
図面名	自動火災報知設備系統図	設計	A.1
課長	係長	設計	A.3
調査	作成年月	2015.10	図面番号
	年度	H27	E-07
文京区施設管理部施設管理課			

しゅん功図
しゅん功日: 2015.10.30

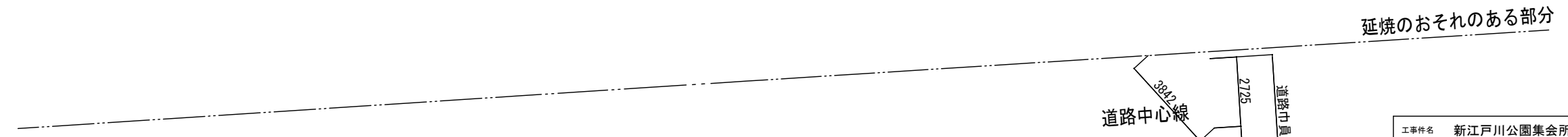
清水建設株式会社一級建築士事務所
〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1号
一級建築士事務所 東京都知事登録 第297号 一級建築士 第215104号 関 雅也



1

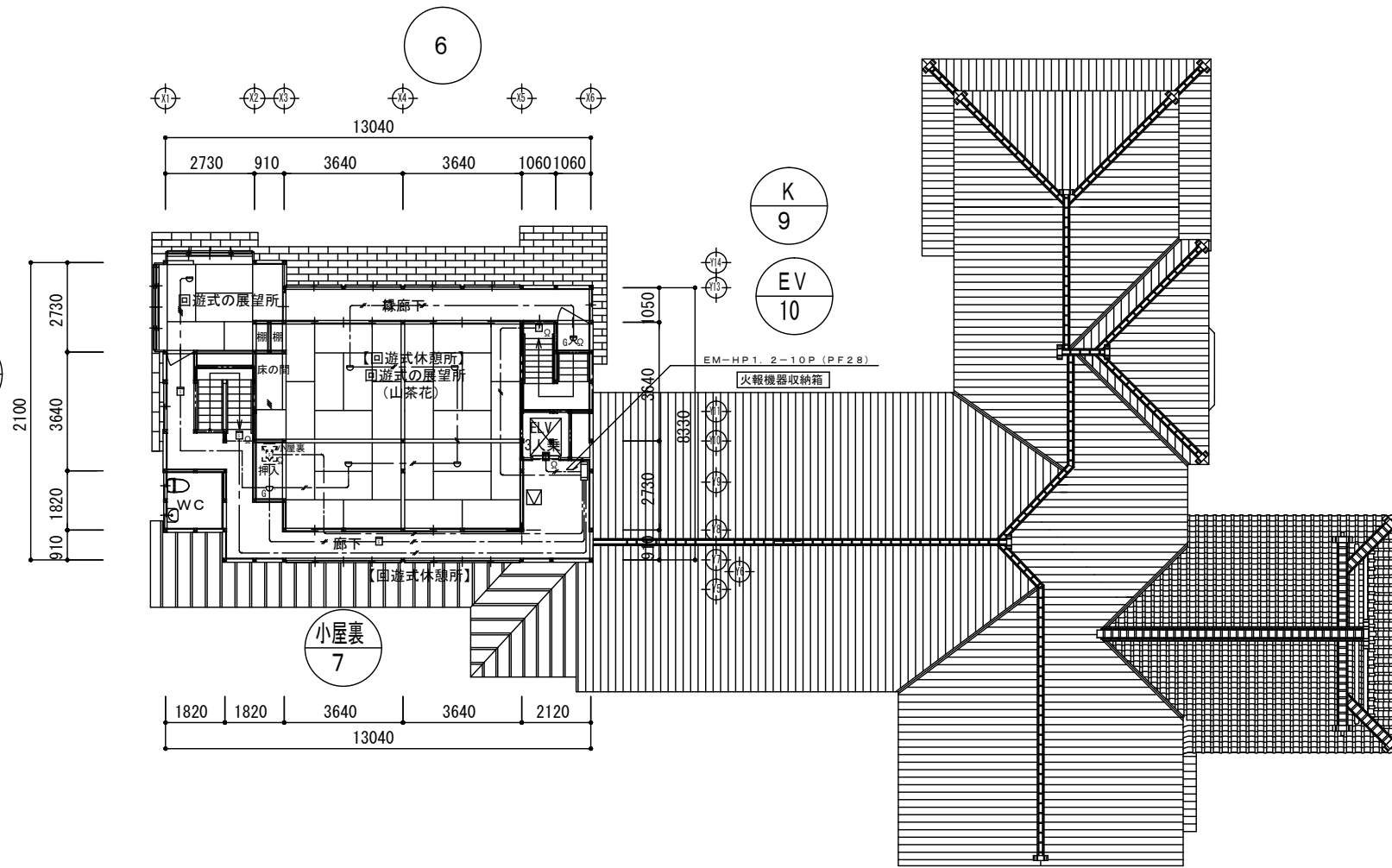
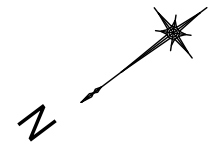


- 凡例
1. 図中 ——— は警戒区域を示す。
 2. 図中 - - - - - は天井内界壁を示す。
 3. 図中 [斜線] は区画貫通処理を示す。
 3. 図中 [点線] は天井点検口を示す。



しゅん功図 清水建設株式会社一級建築士事務所
 しゅん功日：2015.10.30
 〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1号
 一級建築士事務所 東京都知事登録 第297号 一級建築士 第215104号 関 雅也

工事件名	新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事		
図面名	自動火災報知設備1階平面図	設計	A1 100 A3 200
課長	係長	設計	調査
作成年月	2015.10	図面番号	E-08
成年度	H27	文京区施設管理部施設管理課	



隣地
(新江戸川児童遊園)

隣地境界線

隣地境界線

階段
8

小屋裏
7

K
9

EV
10

延焼のおそれのある部分

道路境界線

5000

道路中心線

道路境界線

しゅん功図
しゅん功日：2015. 10. 30

清水建設株式会社一級建築士事務所
〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1号
一級建築士事務所 東京都知事登録 第297号 一級建築士 第215104号 関 雅也

工事件名	新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事		
図面名	自動火災報知設備2階平面図	設計	A 1 1:100 A 3 1:200
課長	係長	設計	調査
作成年月		2015. 10	図面番号
成年度		H27	E - 09
文京区施設管理部施設管理課			

電気設備工事 特記仕様書		4. 設計条件		7. 優先特記事項 (※項目タイトルの〔 〕内の数字は、関連する共通特記事項の編、章、節、項の番号を示す)																																																																							
1. 建築物概要 (1)所在地 東京都文京区目白台1丁目1番地 (2)構造 木造 地下 -階、地上 2階、塔屋 -階 (3)面積 敷地面積 : 18,527.35 m ² 建築面積 : 419.75 m ² 延面積 : 497.07 m ² (4)主要用途 集会所 消防法施行令別表第1 1)項口、消防法上の階扱い 無窓階(一)、普通階(全階) (5)増築予定 なし (6)法的設備 建築基準法 非常用照明設備 消防法 自動火災報知設備、誘導灯設備 危険物 無し その他		(1)管理方法 昼間無人管理 機械警備 : 全日本ガードシステム 夜間無人管理		(1)工場検査 本工事で監理者が工場における検査・試験に立ち会う電気設備機材は次とした。 無し																																																																							
2. 一般事項 (1)適用 この工事は、特記仕様書・設計図及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成25年版」(以下、標準仕様書)を適用し、監理者の指示に従い施工した。 なお設計図書は優先順位は、1.0.共通特記事項 第1編 1.1.1「適用」b)とした。 「公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)平成25年版」(以下、標準仕様書)に記載されている機材仕様、施工方法については、参考として取り扱った。 (2)竣工図 竣工図(完成図)は、工事完了後指定の用紙を使用し、CAD又はExcel/Wordにて作成の上、すみやかに原図及びデータ(CADはDWG又はDXF形式)を監理者へ同時に提出した。		(2)設計震度 建築設備(機器・配管等)の据付け・取り付けは、(財)日本建築センターの建築設備耐震設計・施工指針(2005年度版)により、局部震度法による地震力の設定は下表とした。 設計用水平震度 KH = Z・KS KS:設計用標準震度(下表による) Z:地域係数(通常は1.0 詳細は昭55建告第1793号による) 表 E.0.5.4 局部震度法による設計標準震度(KS)表 <table border="1"> <tr> <th>設置場所</th> <th>階層</th> <th>2.0</th> <th>1.5</th> <th>1.0</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td><2.0></td> <td rowspan="2">2階 ・2~6階建 最上階 ・7~9階建 上層の2階 ・10~12階建 上層の3階 ・13階建以上 上層の4階</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td><1.5></td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td><1.5></td> <td>中間階の定義 ・地階、1階を除く階で上層階以外</td> </tr> <tr> <td>地階及び1階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>(1.0) (0.6) <1.0> <0.6></td> <td></td> </tr> </table> a.設計用鉛直震度は設計用水平震度の1/2とした。 b.設備場所とは、その階の床スラブを示す。 当該階の床スラブ上に設置するものには、上表の数値を適用した。 上部床スラブから吊られる機器、配管、ラック等には、上部階の数値を適用した。 c.()内の数値は地階及び1階(地表)に設置する水槽(貯水槽を含む)の場合に適用した。 e.<>内の数値は防振装置を付した機器に適用した。		設置場所	階層	2.0	1.5	1.0	備考	上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0	<2.0>	2階 ・2~6階建 最上階 ・7~9階建 上層の2階 ・10~12階建 上層の3階 ・13階建以上 上層の4階	1.5	1.0	0.6	<1.5>	中間階	1.5	1.0	0.6	<1.5>	中間階の定義 ・地階、1階を除く階で上層階以外	地階及び1階	1.0	0.6	0.4	(1.0) (0.6) <1.0> <0.6>		(4)支給材料・貨与品 a.支給材料 <input type="checkbox"/> 有り() <input checked="" type="checkbox"/> 無し b.貨与品 <input type="checkbox"/> 有り() <input checked="" type="checkbox"/> 無し c.支給品・貨与品の施工者等による受け入れ検査と確認 <input type="checkbox"/> 有り() <input checked="" type="checkbox"/> 無し																																											
設置場所	階層	2.0	1.5	1.0	備考																																																																						
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.0	<2.0>	2階 ・2~6階建 最上階 ・7~9階建 上層の2階 ・10~12階建 上層の3階 ・13階建以上 上層の4階																																																																						
	1.5	1.0	0.6	<1.5>																																																																							
中間階	1.5	1.0	0.6	<1.5>	中間階の定義 ・地階、1階を除く階で上層階以外																																																																						
地階及び1階	1.0	0.6	0.4	(1.0) (0.6) <1.0> <0.6>																																																																							
3. 電気設備工事項目 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事項目</th> <th>本工事</th> <th>別枠</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電力引込設備工事</td> <td>○</td> <td></td> <td>低圧架空引込、構内地中埋設</td> </tr> <tr> <td>2 電灯コンセント設備工事</td> <td>○</td> <td></td> <td>分電盤を設置し、各所電灯コンセントに電源を供給</td> </tr> <tr> <td>3 照明器具供給取付工事</td> <td>○</td> <td></td> <td>照明器具を新設、一部器具は既存利用</td> </tr> <tr> <td>4 電話設備用配管設備工事</td> <td>○</td> <td></td> <td>電力引込柱経由で事務室MF及び事務室7Fまで配管布設</td> </tr> <tr> <td>5 LAN設備用配管設備工事</td> <td>○</td> <td></td> <td>事務室MFから事務室7Fまで配管布設</td> </tr> <tr> <td>6 インターホン設備</td> <td>○</td> <td></td> <td>連絡用インターホンを設置</td> </tr> <tr> <td>7 トイレ呼出設備</td> <td>○</td> <td></td> <td>各トイレにトイレコールを設置</td> </tr> <tr> <td>8 自動火災報知設備</td> <td>○</td> <td></td> <td>消防法に準拠し自動火災報知設備を設置</td> </tr> <tr> <td>9 撤去工事</td> <td>○</td> <td></td> <td>既存不要設備の撤去</td> </tr> </tbody> </table>		工事項目	本工事	別枠	概 要	1 電力引込設備工事	○		低圧架空引込、構内地中埋設	2 電灯コンセント設備工事	○		分電盤を設置し、各所電灯コンセントに電源を供給	3 照明器具供給取付工事	○		照明器具を新設、一部器具は既存利用	4 電話設備用配管設備工事	○		電力引込柱経由で事務室MF及び事務室7Fまで配管布設	5 LAN設備用配管設備工事	○		事務室MFから事務室7Fまで配管布設	6 インターホン設備	○		連絡用インターホンを設置	7 トイレ呼出設備	○		各トイレにトイレコールを設置	8 自動火災報知設備	○		消防法に準拠し自動火災報知設備を設置	9 撤去工事	○		既存不要設備の撤去	(3)ケーブル敷設条件 ケーブルラックに敷設するケーブルの敷設条件は下記とする。 ・敷設間隔: S=1d ・敷設段数: 1段		(5)防錆・塗装 表 E.0.9.5 機器の材料、防錆、塗装 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 位</th> <th rowspan="2">材 料</th> <th colspan="2">防 錆</th> <th colspan="2">塗 装</th> </tr> <tr> <th>鋼 管</th> <th>鋼 板</th> <th>SUS</th> <th>塗 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋 外</td> <td>防錆</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>-</td> <td rowspan="2">a エッチングプライマー 1回 錆止め塗装 1回 合成樹脂調合ペイント 2回</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋 内</td> <td>防錆</td> <td>F</td> <td>F</td> <td>-</td> <td rowspan="2">b エッチングプライマー 1回 錆止め塗装 1回 合成樹脂調合ペイント 1回</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>d</td> <td>d</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> (注)鉛及びクロムを含有する錆止め塗料は、使用制限される可能性があるため、現行の基準に従って材料を選定した。 1種は、塗料の乾燥は遅いが薬地へのなじみがよく防錆効果が優れている。2種は1種より乾燥が速く、速乾性を要求される2層目に適している。 ②仕上げ塗装の範囲 屋外: 屋内: 室内に露出する部分		部 位	材 料	防 錆		塗 装		鋼 管	鋼 板	SUS	塗 料	屋 外	防錆	A	A	-	a エッチングプライマー 1回 錆止め塗装 1回 合成樹脂調合ペイント 2回	塗装	-	-	-	屋 内	防錆	F	F	-	b エッチングプライマー 1回 錆止め塗装 1回 合成樹脂調合ペイント 1回	塗装	d	d	-
工事項目	本工事	別枠	概 要																																																																								
1 電力引込設備工事	○		低圧架空引込、構内地中埋設																																																																								
2 電灯コンセント設備工事	○		分電盤を設置し、各所電灯コンセントに電源を供給																																																																								
3 照明器具供給取付工事	○		照明器具を新設、一部器具は既存利用																																																																								
4 電話設備用配管設備工事	○		電力引込柱経由で事務室MF及び事務室7Fまで配管布設																																																																								
5 LAN設備用配管設備工事	○		事務室MFから事務室7Fまで配管布設																																																																								
6 インターホン設備	○		連絡用インターホンを設置																																																																								
7 トイレ呼出設備	○		各トイレにトイレコールを設置																																																																								
8 自動火災報知設備	○		消防法に準拠し自動火災報知設備を設置																																																																								
9 撤去工事	○		既存不要設備の撤去																																																																								
部 位	材 料	防 錆		塗 装																																																																							
		鋼 管	鋼 板	SUS	塗 料																																																																						
屋 外	防錆	A	A	-	a エッチングプライマー 1回 錆止め塗装 1回 合成樹脂調合ペイント 2回																																																																						
	塗装	-	-	-																																																																							
屋 内	防錆	F	F	-	b エッチングプライマー 1回 錆止め塗装 1回 合成樹脂調合ペイント 1回																																																																						
	塗装	d	d	-																																																																							
		5. 電気方式 周波数 50 Hz 受 電 低圧受電 単相3線式 200/100 V 電灯コンセント 単相3線式 200/100V 契約種別 想定容量 従量電灯C 35 kW		(6)配線器具 設計図に表記なき配線器具は下記による <table border="1"> <tr> <td>スイッチ</td> <td>JIS大角連用型 300V 15A 定格</td> </tr> <tr> <td>コンセント</td> <td>JIS大角連用型 125V 15A 定格 2口 接地極付</td> </tr> <tr> <td>プレート類</td> <td>居室:樹脂製、機械室等:新金属(ビスなし)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外:防雨形</td> </tr> </table>		スイッチ	JIS大角連用型 300V 15A 定格	コンセント	JIS大角連用型 125V 15A 定格 2口 接地極付	プレート類	居室:樹脂製、機械室等:新金属(ビスなし)		屋外:防雨形																																																														
スイッチ	JIS大角連用型 300V 15A 定格																																																																										
コンセント	JIS大角連用型 125V 15A 定格 2口 接地極付																																																																										
プレート類	居室:樹脂製、機械室等:新金属(ビスなし)																																																																										
	屋外:防雨形																																																																										
		6. 設計に関する打合調査 <table border="1"> <thead> <tr> <th>打合せ先</th> <th>打 合 せ 担 当 者</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力会社</td> <td>東京電力 大塚支社 板橋営業センター</td> <td>03-6375-6975</td> </tr> <tr> <td>N T T</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>小石川消防署老松出張所 平出主任</td> <td>03-3943-0119</td> </tr> <tr> <td>役 所</td> <td>文京区役所 建築指導課</td> <td>03-5803-1265</td> </tr> </tbody> </table>		打合せ先	打 合 せ 担 当 者	電 話 番 号	電力会社	東京電力 大塚支社 板橋営業センター	03-6375-6975	N T T			消防署	小石川消防署老松出張所 平出主任	03-3943-0119	役 所	文京区役所 建築指導課	03-5803-1265	(7)接地抵抗値 接地種別毎の抵抗値は下表による。 表 E.0.9.7 接地種別ごとの抵抗値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>抵 抗 値</th> <th>用 途 / 備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E A</td> <td>10 Ω以下</td> <td>高圧引込機器 開閉機器及び、避雷器</td> </tr> <tr> <td>E A</td> <td>10 Ω以下</td> <td>電力設備機器 高圧及び、特別高圧機器</td> </tr> <tr> <td>E B</td> <td>150/V、Ω以下 (※1)</td> <td>低圧電路中性点又は電路の1線/混触防止板</td> </tr> <tr> <td>E C</td> <td>10 Ω以下</td> <td>300Vを超える低圧機器/弱電線との隔壁金属板</td> </tr> <tr> <td>E D</td> <td>100 Ω以下</td> <td>MCCB回路の低圧機器 (※2)</td> </tr> <tr> <td>E D (ELCB)</td> <td>100 Ω以下</td> <td>ELCB回路の低圧機器 (※3)</td> </tr> </tbody> </table> ※1: I ₁ は低圧側の1線絡電流 I ₁ の値または、E B抵抗値は電力供給者と打ち合わせる) 1次側が特高の場合の抵抗値は、10 Ω以下とした。 ※2: 対地電圧150V以下で人が容易に触れる恐れのない場所または、乾燥した場所の機器は除く ※3: ED、ED (ELCB)をまとめる場合は、2 Ω以下とした。 通信・情報設備等 10 Ω以下 電話保安装置用 100 Ω以下 電話交換機、放送機器、テレビ共聴機器、防災機器、エレベータ監視機器、機械警備機器、中央監視設備 など 避雷設備 10 Ω以下 JIS A4201:2003の場合は抵抗値の規定なし		種 別	抵 抗 値	用 途 / 備 考	E A	10 Ω以下	高圧引込機器 開閉機器及び、避雷器	E A	10 Ω以下	電力設備機器 高圧及び、特別高圧機器	E B	150/V、Ω以下 (※1)	低圧電路中性点又は電路の1線/混触防止板	E C	10 Ω以下	300Vを超える低圧機器/弱電線との隔壁金属板	E D	100 Ω以下	MCCB回路の低圧機器 (※2)	E D (ELCB)	100 Ω以下	ELCB回路の低圧機器 (※3)																																		
打合せ先	打 合 せ 担 当 者	電 話 番 号																																																																									
電力会社	東京電力 大塚支社 板橋営業センター	03-6375-6975																																																																									
N T T																																																																											
消防署	小石川消防署老松出張所 平出主任	03-3943-0119																																																																									
役 所	文京区役所 建築指導課	03-5803-1265																																																																									
種 別	抵 抗 値	用 途 / 備 考																																																																									
E A	10 Ω以下	高圧引込機器 開閉機器及び、避雷器																																																																									
E A	10 Ω以下	電力設備機器 高圧及び、特別高圧機器																																																																									
E B	150/V、Ω以下 (※1)	低圧電路中性点又は電路の1線/混触防止板																																																																									
E C	10 Ω以下	300Vを超える低圧機器/弱電線との隔壁金属板																																																																									
E D	100 Ω以下	MCCB回路の低圧機器 (※2)																																																																									
E D (ELCB)	100 Ω以下	ELCB回路の低圧機器 (※3)																																																																									
		(9)耐震仕様 a.設計用標準震度は特仕、5.設計条件(4)設計震度の「表 E.0.5.4」とした。 b. SA種、A種耐震支持は引張り、圧縮力、曲げモーメントにそれぞれ対応した「アングル形鋼」等の部材により構成した。 c.耐震クラスA・Bの地階・1階、中間階の耐震支持の適用「通常の施工方法による」、特仕第2編 2.1.13(耐震施工)とした。 d.150A以上の鋼管・筒長5m以上のダクト、吊りピッチ間の質量が150kg以上のケーブルラック(ケーブル含む)は、特仕第2編「表 E.2.2.1.13」の中の「A種又はB種」を「SA種形鋼耐震支持」と読み替えた。 また、表中耐震クラスA・Bのダクト、電気配線の「通常の施工方法による」は、上層階に準じ、SA種形鋼耐震支持を設けた。		(10)機器・材料及び工法について a.原則、機材は製造業者の標準品とした。 b.仕様規定されていない、機材及び工法であっても、監理者が品質・性能等が規定されているものと同等であることを確認し、発注者の承諾を得て採用した。																																																																							

工事件名 新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事	
図面名 電気設備工事 特記仕様書(1)	設計 A1 - A3 -
課長 係長 設計 調査	作 年月2015.10 図面 成 年度H27 番号 EG-01
文京区施設管理部施設管理課	


 清水建設株式会社一級建築士事務所
 〒104-8370 東京都中央区京橋二丁目16番1
 一級建築士事務所 東京都知事登録 第297号 一級建築士第215104号 関 雅也

<p>8. 共通特記事項</p> <p>共通特記事項の留意点</p> <p>a. 共通特記事項は、標仕に対する特記事項で、各編の編、章、節、項の番号は標仕の当該番号に対応した。 b. 特記事項及び各節は■印の付いたものを適用した。■印が複数付いた場合は全て適用した。 c. 建築工事・機械設備工事は、建築工事及び機械設備工事の特記仕様書並びに「公共建築工事標準仕様書(建築工事編/機械設備工事編)平成26年度版」に対応した。 d. 設計図書・特仕に記載されていない内容は「平成26年度版 東京都電気設備工事標準仕様書」(以下東仕という)及び標仕とした。 但し、今回工事が歴史的建造物の改修工事であるため、仕様についての疑義が生じた場合は協議により決定した。また、東仕の中にある「東京都」を「文京区」と読み替えるものとした。 e. 章・節・項のタイトル部分に示される注記の意味は次による。 1. 置換：標仕の当該章・節・項の規定全体を特仕の当該規定と置換えた。 2. (a)置換：標仕の当該項のうち(a)号の規定を特仕の当該規定と置換えた。 3. 付加：標仕の当該項の規定に特仕の当該規定を付加した。 4. 新設：標仕の当該項の規定以外に特仕の規定を新設した。 5. 削除：標仕の当該項の規定を削除した。 f. 特記事項に示す(表・・) (図・・)の番号は「標仕」の当該表または図の番号を表した。また(表 E・・) (図 E・・)の番号は「特仕」の当該表または図の番号を表した。 g. 性能指向上、製造者名を記入する場合は、「株式会社」等は省略した。 h. 標仕、第1編 第2章以降の「監理職員」は全て「監理者」と読み替えた。 i. 監理者で判断できない設計上の事項、記載に疑義がある場合については監理者から設計者に確認した。 j. 標仕において別の章・節・項を参照している項目は、特仕にその項目に対する記載がある場合、特仕の記載内容を適用した。 k. 各編の項目「表示」において、表示事項「受注者名」は適用しない。 l. 分電盤、耐熱分電盤、OA盤、実験盤、開閉器盤、制御盤の盤形式は特記とした。 m. 使用する電線は、IV電線等とした。 n. 各工事における、「施工の立ち会い」及び「施工の試験」については、特記又は、監理者の指示とした。</p>	<p>■1.7.5 新設 引渡し</p> <p>a. 1.6工後検査(自主検査)が終了し、工事目的物の完成が確認され発注者に引渡す場合は、引渡し書並びに次に示す引き継ぎ書類及び目録をとりまとめ、監理者の確認を得て発注者に説明し引渡しを行った。また、設備機器等については、機器の取扱説明書と共に維持管理方法などを工事目的物の施設管理者に説明を行った。 なお、引継ぎ書類の具体的内容については、社内基準及び監理者の指示による。 1. 各種申請書・届出書・許認可書類及び各種検査関連の書類 2. 鍵及び鍵リスト 3. 竣工図及び主要な機器製作図 4. 建物・設備機器等の取扱い・保全説明書及び防水等の保証書 5. 設備機器の試運転データ 6. 設備・機器などのカタログ類・運転マニュアル及び試験成績書 7. 保全支援担当者及び関係者リスト 8. 付属品・予備材料及び予備品とそのリスト 9. その他 建物及び設備機器等の維持管理に必要な書類など</p> <p>■1.7.6 新設 定期点検</p> <p>a. 竣工後の定期点検時(半年、1年目及び2年目)には、発注者・設計担当部署に通知し点検時に立会いを受け、記録を提出し確認を得た。</p> <p>第2章 共通工事</p> <p>第2節 土工事</p> <p>■2.2.1 置換 一般事項</p> <p>構造特記仕様書による</p> <p>第3節 地盤工事</p> <p>■2.3.1 置換 一般事項</p> <p>構造特記仕様書による</p> <p>第4節 コンクリート工事</p> <p>■2.4.1 置換 一般事項</p> <p>建築工事および構造特記仕様書による</p> <p>第5節 左官工事</p> <p>■2.5.1 置換 一般事項</p> <p>建築工事特記仕様書による</p> <p>第6節 溶接工事</p> <p>■2.6.1 (d)置換 一般事項</p> <p>構造体鉄骨への現場溶接が必要になった場合、現場管理責任者を通じて、必ず構造設計監理者の承諾を得て施工した。</p> <p>第7節 塗装工事</p> <p>■2.7.1 置換 一般事項</p> <p>建築工事特記仕様書によるほか、表 E.0.9.5による。</p> <p>第8節 機械設備工事</p> <p>■2.8.1 置換 一般事項</p> <p>機械設備工事特記仕様書による</p> <p>第9節 スリーブ工事</p> <p>■2.9.1 付加 一般事項</p> <p>a. 鉄筋のコンクリートのかぶり厚が所定値を確保するように配置した。補助鉄筋等がかぶり厚が確保できない場合には、鉄筋に錆止めを施すか、ステンレス製のものとした。 付加 b. 躯体貫通スリーブが必要になった場合、作業所担当者を通じて、必ず構造設計監理者の承諾を得て施工した。</p> <p>第10節 インサート</p> <p>■2.10.1 置換 一般事項</p> <p>建築工事特記仕様書による</p>	<p>第2章 施工</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>■2.1.1 付加 電線の接続</p> <p>a. 接続点には電線の引張りや擦面による力が加わらないようにするため、接続点から300mm以内で支持固定した。 付加 b. ケーブルの接続は、点検できる場所で行った。 付加 c. 屋外の地中ケーブルの接続はエポキシ樹脂又はポリウレタン樹脂によるモールド工法とし、湿気の浸入しないよう接続した。 付加 d. プルボックス内で電線が多量にある場合は接続は、クリートなどを設け下部の電線に力が加わらないようとした。</p> <p>■2.1.2 (b)置換 電線と機器端子との接続</p> <p>a. 接続部分で緩むおそれのある箇所は、ねじ止めの場合は二重ナット、ばね金又は緩み止め機構があるものを使用した。 付加 b. ねじ止め接続は、電線の太さに適合した圧着端子を用い、機器端子に適正なトルクでねじを締め付けた。緩み止め機構があるものを使用した。 付加 c. なし。 付加 d. 機器に接続する配線用ケーブル及び絶縁テープは、機器端子部の最高許容温度以上の耐熱性を有するものを使用した。 付加 e. 機器端子への電線の接続は1本のみとした。ただし、2本以上接続できる構造のものについてはこの限りでない。</p> <p>■2.1.12 付加 管路の外壁貫通等</p> <p>構造体を貫通するスリーブの仕様は特記とした。</p> <p>■2.1.13 付加 耐震施工</p> <p>a. 設計用標準震度は特仕、5.設計条件(4)設計震度による。 表 E.2.2.1.13 横引配管等の耐震支持</p>	<p>第10節 ケーブル配線</p> <p>2.10.1 ケーブルのふ設</p> <p>■2.10.1.1 付加 共通事項</p> <p>a. 重量物の圧力又は、著しく機械的衝撃を受けるおそれのある場所に布設するケーブルは、鋼帯がい製ケーブルを用いるか又は、鋼製電線管などに収めて保護した。 付加 b. ケーブル保護管の内径は、ケーブル外径の1.5倍以上とし、その曲げ箇所数は3箇所以内で、角度の合計は180度以内とした。 付加 c. MIケーブル、コンクリート直埋用ケーブルを除き、コンクリートに直接埋設してはならない。</p> <p>■2.10.1.4 付加 ちょう架配線</p> <p>a. なし</p> <p>■2.10.1.5 付加 二重天井内配線</p> <p>a. 間仕切り壁などの空洞部分、天井ふところその他これらに類する場所に敷設する。ただし、くぎ打ちなどで損傷するおそれがあるときは、その部分のケーブルは金属管などで保護した。 付加 b. ケーブルは、接続点以外の部分で照明器具に直接触れないように施設した。 付加 c. 照明器具内接続は、3分岐(出入3本)以内とし、4分岐以上の場合は、位置ボックスを用いた。 付加 d. 二重天井内ケーブルは、配線ルートでは、ケーブルラック、ルート吊材に敷設する。ルート吊材以外は、吊りボルトなどを利用し、整然と敷設した。 付加 e. VVFケーブルを束ね結束する場合は、6本以下とした。(平ハンガー、又は棚型支持具の場合は10本以下) 付加 f. 梁貫通部分の配線は、養生を行い配線施工を行った。</p> <p>■2.10.1.8 置換 造営材沿い配線</p> <p>a. ケーブルの支持間隔は、造営材の側面又は、下面において水平方向に施設するものは2m以下とし、また、シャフト内などの垂直部分は6m以下とした。ただし躯体の直径が3.2mm以下のケーブルを露出場所で造営材に沿って施設する場合の支持点間の距離は、表2.10.2とした。</p> <p>■2.10.3 付加 位置ボックス及びジョイントボックス</p> <p>a. 重量の大きい照明器具、天井扇、時計計、表示器などを支持する箇所には、インサートボルト又は、ノーボルトスタッドを設けた。 付加 b. ボックス内の電線は、無理な詰め込みによる局部的な圧力で絶縁が劣化しないようにした。 付加 c. 屋内の場合は、透明樹脂製ジョイントボックスを用いた。</p> <p>第12節 地中配線</p> <p>■2.12.3 付加 マンホール及びハンドホールのふ設</p> <p>a. 常水面より底面が高い場合は水抜きを設け、排水に留意した。</p> <p>第13節 接地</p> <p>■2.13.12 付加 接地線</p> <p>a. 接地線を鉄柱その他の金属体に沿って施設する場合は、接地極を地中でその金属体から1m以上離して埋設した。 付加 a. 接地埋設配線は、監理者の指示に従い設けた。</p> <p>■2.13.14 付加 接地極位置等の表示</p> <p>■2.14.3 付加 機器の取付け及び接続</p> <p>a. タンブラスイッチは、電圧側に入れた。 付加 b. 器具をコンクリートに直接取付ける場合は、フィクスチャスタッド又は、インサートボルトで取付ける。ただし、重量が3kgを超えないものは、アウトレットボックスにねじ止めとした。 付加 c. コード用器具の重量は、3kgを超えないものとした。ただし、十分な引張り強さを有する補強線入りコードなどを用いる場合は、この限りではない。 付加 d. 器具を天井又は壁の一部に懸して取付ける間接照明、コープ照明などは、光源が直接視野に入らないようにし、ランプの取替えに支障がないように取付けた。</p>																																					
<p>第1編 一般共通事項</p>																																								
<p>第1章 一般事項</p>																																								
<p>第1節 総則</p> <p>■1.1.1 適用 (a)置換 (d)置換</p> <p>a. 標仕及び特仕は、建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事に適用した。また改修工事については標仕及び特仕に準拠した形で適用した。 b. 設計図書相互の関係 設計図書相互に不一致のある場合の優先順位は、設計変更指示書・見積質疑応答書・特仕・設計図・標仕とした。 なお、契約金額の変更を伴う場合は、工事請負契約書を最優先し発注者に内容の確認を得た。 順位 1. 工事請負契約書 2. 工事請負契約約款 3. 設計変更指示書 4. 見積質疑応答書(5から7に対するもの) 5. 特仕 6. 設計図 7. 標仕</p> <p>■1.1.2 (13)置換 用語の定義</p> <p>a. 特記 とは、1.1.1 b. の、3から6に指定された事項をいう。</p>	<p>第7節 塗装工事</p> <p>■2.7.1 置換 一般事項</p> <p>建築工事特記仕様書によるほか、表 E.0.9.5による。</p> <p>第8節 機械設備工事</p> <p>■2.8.1 置換 一般事項</p> <p>機械設備工事特記仕様書による</p> <p>第9節 スリーブ工事</p> <p>■2.9.1 付加 一般事項</p> <p>a. 鉄筋のコンクリートのかぶり厚が所定値を確保するように配置した。補助鉄筋等がかぶり厚が確保できない場合には、鉄筋に錆止めを施すか、ステンレス製のものとした。 付加 b. 躯体貫通スリーブが必要になった場合、作業所担当者を通じて、必ず構造設計監理者の承諾を得て施工した。</p> <p>第10節 インサート</p> <p>■2.10.1 置換 一般事項</p> <p>建築工事特記仕様書による</p>	<p>設置場所 (*2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所 (*2)</th> <th colspan="2">配管</th> <th rowspan="2">ダクト</th> <th rowspan="2">電気配線</th> </tr> <tr> <th>設置間隔</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、(+3) 屋上、塔屋</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>中間階 (+4)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>地階、1階</td> <td>なし</td> <td>耐震クラスS対応 (*1)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>上層階、(+3) 屋上、塔屋</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>中間階 (+4)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>地階、1階</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 *1 耐震クラスの設定は、局部震度法による設計標準震度表による。(表 E.0.5.4) *2 設置場所の区分は、配管等を支持する床部分より適用し、天井面より支持する配管等は、直上階を適用した。 *3 上層階は、2から6階建の場合は最上階、7から9階建の場合は上層2階、10から12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とすした。 *4 中間階は、1階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とした。</p>	設置場所 (*2)	配管		ダクト	電気配線	設置間隔	種類	上層階、(+3) 屋上、塔屋	なし	なし	なし	なし	中間階 (+4)	なし	なし	なし	なし	地階、1階	なし	耐震クラスS対応 (*1)	なし	なし	上層階、(+3) 屋上、塔屋	なし	なし	なし	なし	中間階 (+4)	なし	なし	なし	なし	地階、1階	なし	なし	なし	なし	<p>第12節 地中配線</p> <p>■2.12.3 付加 マンホール及びハンドホールのふ設</p> <p>a. 常水面より底面が高い場合は水抜きを設け、排水に留意した。</p> <p>第13節 接地</p> <p>■2.13.12 付加 接地線</p> <p>a. 接地線を鉄柱その他の金属体に沿って施設する場合は、接地極を地中でその金属体から1m以上離して埋設した。 付加 a. 接地埋設配線は、監理者の指示に従い設けた。</p> <p>■2.13.14 付加 接地極位置等の表示</p> <p>■2.14.3 付加 機器の取付け及び接続</p> <p>a. タンブラスイッチは、電圧側に入れた。 付加 b. 器具をコンクリートに直接取付ける場合は、フィクスチャスタッド又は、インサートボルトで取付ける。ただし、重量が3kgを超えないものは、アウトレットボックスにねじ止めとした。 付加 c. コード用器具の重量は、3kgを超えないものとした。ただし、十分な引張り強さを有する補強線入りコードなどを用いる場合は、この限りではない。 付加 d. 器具を天井又は壁の一部に懸して取付ける間接照明、コープ照明などは、光源が直接視野に入らないようにし、ランプの取替えに支障がないように取付けた。</p>
設置場所 (*2)	配管			ダクト	電気配線																																			
	設置間隔	種類																																						
上層階、(+3) 屋上、塔屋	なし	なし	なし	なし																																				
中間階 (+4)	なし	なし	なし	なし																																				
地階、1階	なし	耐震クラスS対応 (*1)	なし	なし																																				
上層階、(+3) 屋上、塔屋	なし	なし	なし	なし																																				
中間階 (+4)	なし	なし	なし	なし																																				
地階、1階	なし	なし	なし	なし																																				
<p>第2編 電力設備工事</p>																																								
<p>第1章 機材</p>																																								
<p>第2節 工事関係図書</p> <p>■1.2.6 新設 設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監理者が指示した場合は、実物見本、模型などを作成し、監理者の承認を得た。 なお、監理者が指示した場合は、先行工事をもって実物見本に代えることができる。模型、モックアップ、モデルルーム等の見本作成・施工範囲は下記の通りとし、施工に間に合う時期に作成し、監理者・発注者の承認を得た。</p> <p>第3節 工事現場管理</p> <p>■1.3.1 付加 施工管理</p> <p>a. 有資格者を必要とする技術的な施工管理は、関係法令・基準などの定めによる。 付加 b. 現場管理責任者は着工に先立ち、工事監理行為一覧表に基づき検査の承諾・立会・確認等について、設計者・工事監理者と協議し、各々の役割分担を明確にした。</p> <p>■1.3.3 削除 電気保安技術者</p> <p>電気保安技術者は適用しない。</p> <p>■1.3.12 付加 施工中の環境保全等</p> <p>a. 工事の敷地内に土壌汚染が認められる場合は、発注者及び関係者に報告し処理方法・費用について協議した。また、汚染した土壌は、関係法令及び社内基準などにに基づき、適正な処理を行った。</p>	<p>第2節 電線保護物類</p> <p>■1.2.6 付加 プルボックス</p> <p>(b) (1)置換 b. 鋼板製プルボックス (溶融亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製のものを除く。)の内外面は、亜鉛めっき又はさび止め塗装を施した。 (4)置換 b. 接地端子を取付ける場合は特記により、取付方は製造者の標準とした。</p> <p>■1.2.7 付加 金属ダクト</p> <p>a. 金属ダクトの蓋に使用する鋼板は、SPC 1.2 以上とした。 付加 b. 金属ダクト (溶融亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製のものを除く。)の内外面は、亜鉛めっき又はさび止め塗装を施した。</p> <p>第4節 照明器具</p> <p>■1.4.1 付加 一般事項</p> <p>a. 標仕第2編 表1.4.1に下記を追加する。</p> <table border="1"> <tr> <td>照明器具</td> <td>JIS C 8105-1</td> <td>照明器具-第1部：安全性要求事項通則</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS C 8115</td> <td>家庭用蛍光灯器具</td> </tr> </table> <p>付加 b. 特注品以外の照明器具は、製造者の標準品とした。</p> <p>第8節 分電盤</p> <p>■1.8.1 付加 一般事項</p> <p>a. 分電盤等の盤型の仕様について、図面に特記なき仕様については製造者の標準仕様とする。 付加 b. 標仕の本項に定めるほか、JIS C 8328 「住宅用分電盤」による。 付加 c. 扉の幅が800mm以下の場合は、片開きとしこれを超える場合は、両開きを原則とする。</p> <p>第20節 機材の試験</p> <p>■1.20.1 付加 試験</p> <p>a. 照明器具の検査はJISマークの他、(社)日本照明器具工業会JIL5501(非常照明器具技術基準)適合マーク及び(社)日本照明器具工業会誘導灯認定委員会の認定証紙が貼付されているものは、試験成績書の提出を省略した。</p>	照明器具	JIS C 8105-1	照明器具-第1部：安全性要求事項通則		JIS C 8115	家庭用蛍光灯器具	<p>第2節 金属管配線</p> <p>■2.2.3 付加 隠ぺい配管のふ設</p> <p>a. なし</p> <p>■2.2.8 付加 プルボックス</p> <p>a. 次の場合はプルボックスを設ける (1)電力用配管の水平1区間が30mを超える場合又は、通線上必要とする箇所 (2)通信用配管の水平1区間が20m(水平面における直線管路においては25m)を超える場合又は、通線上必要とする箇所 (3)垂直1区間が9mを超える場合</p> <p>第3節 合成樹脂管配線 (P管、CP管)</p> <p>■2.3.3 (f)置換 隠ぺい配管のふ設</p> <p>a. コンクリート埋込みとなる管はバインド線、専用支持具等を用いて鉄筋結束し、コンクリート打込み時に移動しないようにした。1m以下、一重筋スラブの場合は0.5m以下、管端、管相互及びボックス類の接続箇所並びに屈曲部は0.3m以下で固定した。 付加 b. コンクリート埋込みとなる管は鉄筋の直下で交差させないなど、潰れないように施設した。 付加 c. コンクリート埋込みとなる管は、並行する管相互は30mm以上の間隔をとり、構造体の強度を損なわないように布設した。ただし、4本以上の場合は4本以下ごとに200mm以上間隔を取った。</p> <p>第5節 金属製可とう電線管配線</p> <p>■2.5.2 置換 管及び附属品</p> <p>a. 湿気の多い場所、屋外で使用する管は、ビニル被覆金属製可とう電線管とした。</p>	<p>■2.10.3 付加 位置ボックス及びジョイントボックス</p> <p>a. 重量の大きい照明器具、天井扇、時計計、表示器などを支持する箇所には、インサートボルト又は、ノーボルトスタッドを設けた。 付加 b. ボックス内の電線は、無理な詰め込みによる局部的な圧力で絶縁が劣化しないようにした。 付加 c. 屋内の場合は、透明樹脂製ジョイントボックスを用いた。</p> <p>第12節 地中配線</p> <p>■2.12.3 付加 マンホール及びハンドホールのふ設</p> <p>a. 常水面より底面が高い場合は水抜きを設け、排水に留意した。</p> <p>第13節 接地</p> <p>■2.13.12 付加 接地線</p> <p>a. 接地線を鉄柱その他の金属体に沿って施設する場合は、接地極を地中でその金属体から1m以上離して埋設した。 付加 a. 接地埋設配線は、監理者の指示に従い設けた。</p> <p>■2.13.14 付加 接地極位置等の表示</p> <p>■2.14.3 付加 機器の取付け及び接続</p> <p>a. タンブラスイッチは、電圧側に入れた。 付加 b. 器具をコンクリートに直接取付ける場合は、フィクスチャスタッド又は、インサートボルトで取付ける。ただし、重量が3kgを超えないものは、アウトレットボックスにねじ止めとした。 付加 c. コード用器具の重量は、3kgを超えないものとした。ただし、十分な引張り強さを有する補強線入りコードなどを用いる場合は、この限りではない。 付加 d. 器具を天井又は壁の一部に懸して取付ける間接照明、コープ照明などは、光源が直接視野に入らないようにし、ランプの取替えに支障がないように取付けた。</p>																															
照明器具	JIS C 8105-1	照明器具-第1部：安全性要求事項通則																																						
	JIS C 8115	家庭用蛍光灯器具																																						
<p>第4節 機材及び材料</p> <p>■1.4.2 付加 機材の品質等</p> <p>a. 工事目的物の材料、機器などは、設計図書に定める品質を有するものとした。設計図書に明示のないものは、日本工業規格 (JIS)及び日本農林規格 (JAS)に適合するもの、又は同等の品質を有することを条件とした。 付加 b. 「関係法令」などで特定された規格品、又は大臣・公的機関・協会などの認定品、若しくは検定品 (以下法令指定品という)は認定書・品質表示などによりその品質確認ができる特定品とした。 付加 c. 品質の表示 次に示す材料、機器などは、所定の品質表示又は認定書・品質証明書が添付されたものとした。 1. 前(b)号 (法令指定品)に規定する規格品・認可・認定及び検定品 2. 日本工業規格 (JIS)・日本農林規格 (JAS)・日本農林規格 (JAS)などの規格品 3. 防火・防災・遮煙・遮音・断熱などの性能指定のある材料 付加 d. 海外製の材料・機器・製品の使用に際しては、国内基準及び規格と同等の品質・性能を有するものとし、監理者にその試験成績書及び見本などを提出し承認を得た。また法令に定められた材料は、関係法令の明示仕様又はその試験に合格し大臣認定を受けたものとした。</p> <p>■1.4.4 付加 機材の検査等</p> <p>a. 量産品・標準品等、実測値などが整備されるものは、性能表又は構造計算書等性能の証明となるものの確認をもって検査(自主検査)とする事ができる。 付加 b. 配線・配管・小型器具・維材料その他軽微なものは、梱包等の表示による材料・呼称寸法等の確認をもって検査(自主検査)した。</p> <p>■1.4.5 付加 機材の検査に伴う試験</p> <p>a. 試験の実施に際し材料、機器などは、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監理者が指示した場合に試験を行った。ただし、既製品及び軽微な工事で使用量の少ない材料の試験は、監理者の承諾を得てこれを省略した。</p>	<p>第5節 施工</p> <p>■1.5.3 付加 施工の検査等</p> <p>a. 隠ぺい部分の確認 工事の施工によって隠ぺいされ、後日には検査又は目視検査などが困難な場合は、報告に際し施工記録・工事写真などを添付し、監理者の確認を得た。</p> <p>■1.5.7 付加 化学物質の濃度測定</p> <p>a. 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定は、「建築工事特記仕様書 20章6節シックハウス対応」による。 付加 b. 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、「建築工事特記仕様書 20章6節シックハウス対応」による。</p> <p>第6節 完成・検査</p> <p>■1.6.1 付加 完成、検査</p> <p>a. 竣工検査(自主検査) 官公署検査及び設計竣工検査を受ける前に、設備などの総合機能試験又は工事目的物の総合的検査を行い、不具合があれば手直しをした。あらかじめ監理者の指示がある場合は、試験及び検査記録を監理者へ提出し、確認を得た。 付加 b. 設計竣工検査 1.6.1の a. 竣工検査(自主検査)の検査が終了した時は、監理者に通知し、設計竣工検査を受け、不具合があれば監理者の指示に基づいて速やかに手直しをした後、監理者の承認を受けた。なお、あらかじめ監理者の指示がある場合は、発注者の立会い又は検査を受けた。</p> <p>第7節 完成図書等</p> <p>■1.7.2 付加 完成図</p> <p>a. 竣工図(完成図)の電子データは、監理者へ提出した。 付加 b. 発注者へ提出する完成図のうち、竣工図は、複写図の製本形式のみとした。</p>	<p>■2.1.12 付加 管路の外壁貫通等</p> <p>構造体を貫通するスリーブの仕様は特記とした。</p> <p>■2.1.13 付加 耐震施工</p> <p>a. 設計用標準震度は特仕、5.設計条件(4)設計震度による。 表 E.2.2.1.13 横引配管等の耐震支持</p>	<p>■2.10.3 付加 位置ボックス及びジョイントボックス</p> <p>a. 重量の大きい照明器具、天井扇、時計計、表示器などを支持する箇所には、インサートボルト又は、ノーボルトスタッドを設けた。 付加 b. ボックス内の電線は、無理な詰め込みによる局部的な圧力で絶縁が劣化しないようにした。 付加 c. 屋内の場合は、透明樹脂製ジョイントボックスを用いた。</p> <p>第12節 地中配線</p> <p>■2.12.3 付加 マンホール及びハンドホールのふ設</p> <p>a. 常水面より底面が高い場合は水抜きを設け、排水に留意した。</p> <p>第13節 接地</p> <p>■2.13.12 付加 接地線</p> <p>a. 接地線を鉄柱その他の金属体に沿って施設する場合は、接地極を地中でその金属体から1m以上離して埋設した。 付加 a. 接地埋設配線は、監理者の指示に従い設けた。</p> <p>■2.13.14 付加 接地極位置等の表示</p> <p>■2.14.3 付加 機器の取付け及び接続</p> <p>a. タンブラスイッチは、電圧側に入れた。 付加 b. 器具をコンクリートに直接取付ける場合は、フィクスチャスタッド又は、インサートボルトで取付ける。ただし、重量が3kgを超えないものは、アウトレットボックスにねじ止めとした。 付加 c. コード用器具の重量は、3kgを超えないものとした。ただし、十分な引張り強さを有する補強線入りコードなどを用いる場合は、この限りではない。 付加 d. 器具を天井又は壁の一部に懸して取付ける間接照明、コープ照明などは、光源が直接視野に入らないようにし、ランプの取替えに支障がないように取付けた。</p>																																					
<p>工事件名 新江戸川公園集会所「松聲閣」整備工事</p>																																								
<p>図面名 電気設備工事 特記仕様書(共通特記事項)</p>																																								
<p>課長</p>	<p>係長</p>	<p>設計</p>	<p>調査</p>																																					
<p>作成年月 2015.10 図面番号 EG-C1</p>																																								
<p>清水建設株式会社一級建築士事務所</p>																																								
<p>〒104-8370東京都中央区京橋二丁目16番1 一級建築士事務所 東京都知事登録 第297号 一級建築士第215104号 関 雅也</p>																																								
<p>文京区施設管理部施設管理課</p>																																								